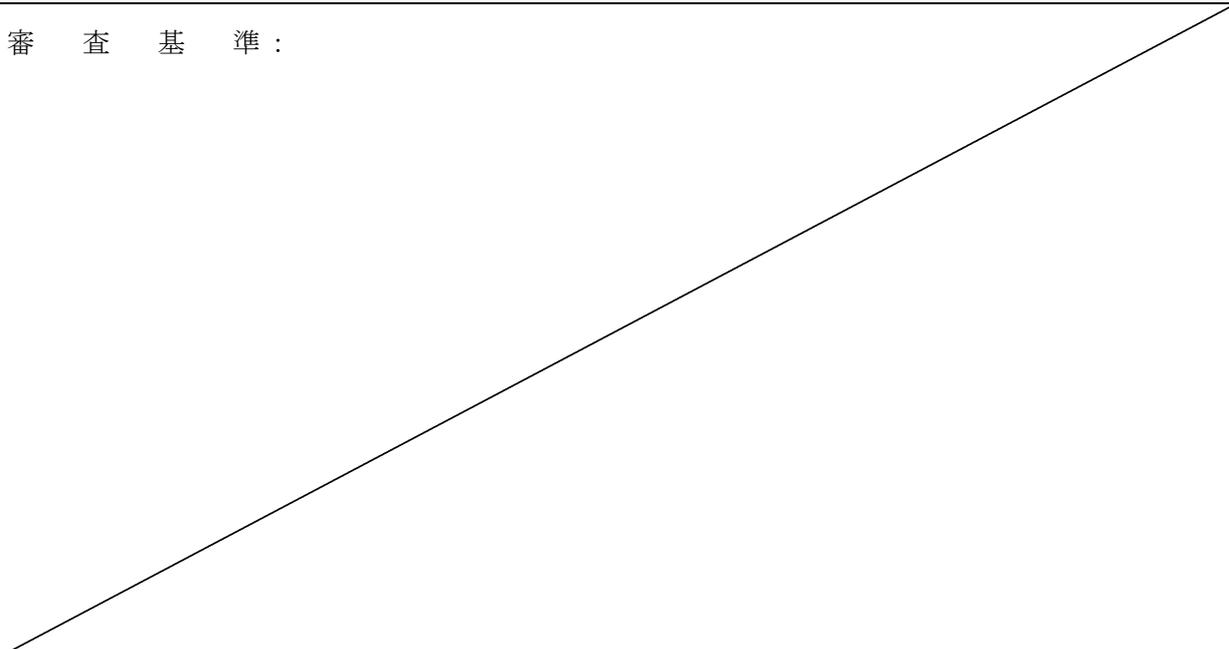


# 審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： 法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：